

一般社団法人新潟県建築士事務所協会倫理規程

平成11年 3月15日 制定
平成20年10月29日 改正
平成25年 4月 1日 改正
平成27年 4月22日 改正

(目 的)

第1条 この規程は、本会の正会員が保持すべき倫理を定めるものである。

(会員の使命)

第2条 正会員は、建築士事務所憲章に基づき建築士事務所として行う業務を通じて建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与すると共に、その使命にふさわしい倫理を自覚し、その倫理を遵守して自らの行動を規律する社会的責任を負わなければならない。

(建築法令等の遵守)

第3条 正会員は、建築基準法、建築士法、建築関係法令及び本会の定款、細則等諸規程を遵守しなければならない。

(業務の誠実な遂行)

第4条 正会員は、依頼者の要請が公共あるいは利用者の利益に反しないよう誠実に業務を遂行しなければならない。

(違法行為の拒否)

第5条 正会員は、法令違反にあたる行為をしてはならない。これは依頼者の要請があった場合においても同様とする。

(秘密の保持)

第6条 正会員は、依頼者について業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、または利用してはならない。

(自己の研鑽)

第7条 正会員は、常に高潔な品性を保持し、自己の研鑽に努め、公益の立場に立って最善を尽くさなければならない。

(不正行為等による業務受託の禁止)

第8条 正会員は、不正な行為、信頼を損なう方法若しくは誇大な宣伝によって業務を受託してはならない。

(適正な報酬)

第9条 正会員は、委託された業務内容に責任を持ち、契約に際して建築士法第22条の3第4項で「第25条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するよう努めなければならない」と規定されていることに鑑み、適正・妥当な報酬について依頼者に理解が得られるよう説明に努めなければならない。

(利益供与の禁止)

第10条 正会員は、業務に関連する工事施工者等から贈与又は無償の援助を受けてはならない。

(懲戒規程との関係)

第11条 この規程に反した正会員は、別に定める懲戒規程の対象となる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成21年1月5日より施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月25日より施行する。